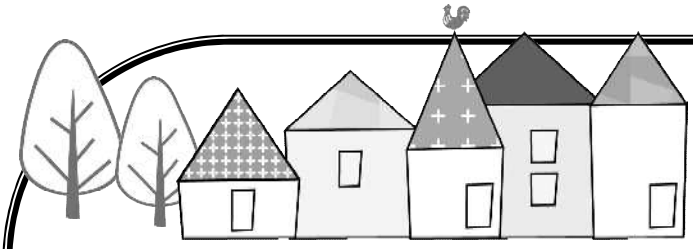

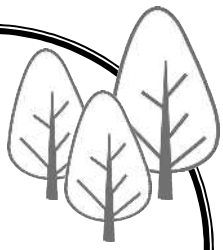

川崎市条例指定制度の手引き

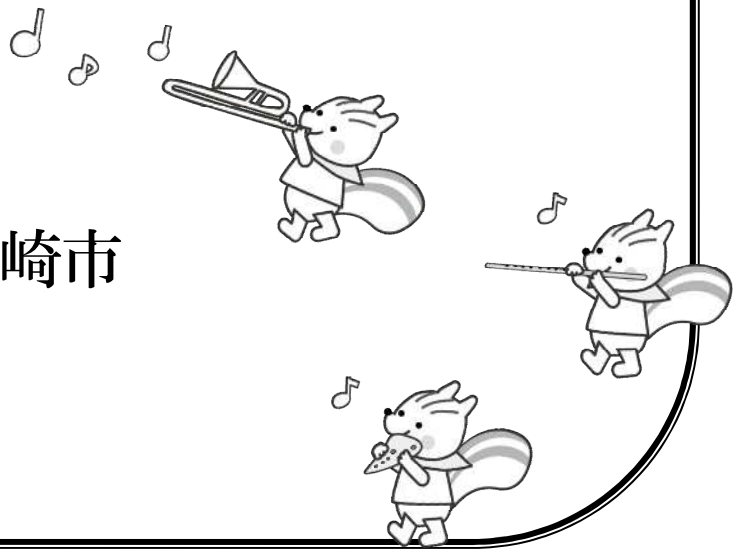

川崎市

目　次

はじめに　ＮＰＯ法人制度とは？

１　４つの制度（認証・認定・特例認定・条例指定）の違い　……2
２　ＮＰＯ法人への税制上の優遇措置　……2
★　認定ＮＰＯ法人への寄附金税額控除が、必ずしも 50%にならない理由　……3
３　指定ＮＰＯ法人になるメリット　……4
★　認定ＮＰＯ法人等になるまでの主な流れ　……4

第１章　川崎市の条例指定制度

１　条例指定制度とは　……5
２　川崎市の制度の特徴　……5

第２章　条例指定の基準

１　基本的な考え方　……6
２　「公益性」の判断基準（公益要件）　……6
★　どこまでが寄附金？　……9
３　「運営面での健全性」の判断基準（運営要件）　……9
★　税の申告漏れは法令違反です　～その他の事業≠収益事業～　……12
★　思わぬ「落とし穴」　～基準への不適合と実績判定期間～　……12
４　欠格事由　……13
★　滞納処分に係る納税証明書って？　……13

第３章　条例指定の申出手続き

１　手続きの流れ　……15
２　申出に必要な書類　……16
３　指定ＮＰＯ法人の公表　……17

第４章　条例指定後の手続き

１　指定ＮＰＯ法人として提出・備置きが必要になる書類　……18
２　変更時に届出が必要となる事項　……19
３　法人事務所での書類の閲覧とインターネットによる公表　……20
４　寄附者名簿の作成等　……20

第５章　条例指定の更新手続き　……21

第６章　その他知っておきたいこと

１　指定ＮＰＯ法人に対する監督規定　……22
★　知っていますか？　～寄附金税額控除の仕組み～　……23

［参考資料］認定・特例認定・条例指定ＮＰＯ法人に対する税制上の優遇措置　……24
［参考資料］指定ＮＰＯ法人制度に係る書類一覧　……25

はじめに　ＮＰＯ法人制度とは？

１　４つの制度（認証・認定・特例認定・条例指定）の違い

平成７年１月に阪神・淡路大震災が発生し、市民ボランティアが大きな力を発揮したことをきっかけに、市民活動団体が簡便に法人格を得られるよう、平成 10 年３月、「特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）」が制定され、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）の**「認証制度」**がスタートしました。

平成 13 年 10 月、資金不足に悩むＮＰＯ法人が税制上の優遇措置を受けられるよう、租税特別措置法が改正され、**「認定制度」**が創設されました。

さらに、平成 23 年６月、ＮＰＯ法等が改正され、「新しい公共」の担い手となるＮＰＯ法人を支援するため、ＮＰＯ法人制度の抜本的な見直しが行われ、新たに「認定制度」がＮＰＯ法に位置づけられるとともに、「仮認定制度」（平成 29 年４月から**「特例認定制度」**に名称変更）が導入されました。

また、平成 23 年６月の地方税法等の改正により、各自治体が条例で指定したＮＰＯ法人が税制上の優遇措置を受けられる**「条例指定制度」**が創設されました。

ＮＰＯ法人に関する制度は、次のとおりです。

【表１】認証・認定・特例認定・条例指定制度の概要

	概　要
認　　証	法人格の取得に必要な「認証」を行う制度です。認証後、法務局で登記をすると、法人として成立します。
認　　定	一定の基準を満たして認定を受けたＮＰＯ法人に対し、寄附金控除等、多様な税制上の優遇措置を付与することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。
特例認定	設立の日から５年を経過しないＮＰＯ法人のうち、運営組織・事業活動が適正な法人に対して、１回に限って３年間のみ、認定に準じた特例認定を行う制度です。
条例指定	個人住民税の寄附金控除対象となるＮＰＯ法人を、都道府県・市区町村が個別に条例で指定することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。条例指定を受けると、その後「認定」を受けやすくなります。

２　ＮＰＯ法人への税制上の優遇措置

ＮＰＯ法人が認定・特例認定・条例指定を受けると、そのＮＰＯ法人に寄附をした方に対する寄附金税額控除などの税制上の優遇措置を受けることができます。

具体的な優遇措置の内容はそれぞれ異なっており、認定ＮＰＯ法人は、認定法人自身への優遇措置も受けられます。

【表２】認定・特例認定ＮＰＯ法人に係る税制上の優遇措置の概要

	税制上の優遇措置	備　考
個人からの寄 附	所得税と個人住民税の軽減（寄附金控除）	○所得税（所得控除又は 40％の税額控除） ○個人住民税 （都道府県民税４％、市区町村民税６％の税額控除　ただし、指定都市の区域内に住所を有する場合には、道府県民税２％＋市民税８％） （例）10,000 円寄附した場合、最大で 4,000 円（※）税金が軽減 （10,000 円－適用下限額 2,000 円）×50％＝4,000 円 ※　都道府県と市区町村でともに指定されていることが必要
法人からの寄 附	法人税の軽減（別枠の損金算入限度額）	認定・特例認定ＮＰＯ法人には、別枠の損金算入限度額が設けられているため、一般のＮＰＯ法人への寄附と比較して、経費にできる寄附金の限度額が高くなり、寄附した法人（株式会社等）の法人税が軽減
相続人からの寄附**（※認定のみ）**	相続税の軽減	寄附をした相続財産が課税対象額から除外されるため、相続税が軽減
認定法人自身への優遇措置（みなし寄附金）**（※認定のみ）**	法人税の軽減（みなし寄附金）	「みなし寄附金」とは、認定ＮＰＯ法人が収益事業から得た利益を非収益事業に使用した場合、この分を寄附金とみなし、一定の範囲で損金算入できる制度で、認定ＮＰＯ法人の法人税が軽減

【表３】条例指定ＮＰＯ法人に係る税制上の優遇措置の概要

	税制上の優遇措置	備　考
個人からの寄 附	個人住民税の軽減（寄附金税額控除）	○個人住民税 （都道府県民税４％、市区町村民税６％の税額控除 ただし、指定都市の区域内に住所を有する場合には、道府県民税２％＋市民税８％） （例）川崎市民が 10,000 円寄附した場合、最大で 800 円（※）税金が軽減 （10,000 円－適用下限額 2,000 円）×２％＝160 円 （10,000 円－適用下限額 2,000 円）×８％＝640 円 ※　都道府県と市区町村でともに指定されていることが必要

★　認定ＮＰＯ法人への寄附者に対する寄附金控除が、必ずしも 50％にならない理由

認定ＮＰＯ法人に寄附すると、寄附者は最大 50％の寄附金控除を受けることができます。50％の内訳は、所得税 40％、個人住民税 10％（都道府県民税 4％＋市町村民税 6％（ただし、指定都市の区域内に住所を有する場合には、道府県民税 2％＋市民税 8％））となっています。

しかしながら、認定ＮＰＯ法人への寄附金に対する税額控除率は、50％にはならない場合があります。ＮＰＯ法に基づく「認定」を取得すると、国税である所得税については、寄附金税額控除の対象となりますが、地方税である個人住民税については、それぞれの自治体の税条例に基づく寄附金税額控除の対象として認められないと、寄附金税額控除の対象にはならないからです。

このため、認定を取得したＮＰＯ法人は、寄附者のお住まいの各自治体において、個人住民税の寄附金税額控除の対象となるための手続きを行うことが必要です（一部、手続きが不要な自治体もあります。）。

寄附先の認定ＮＰＯ法人が、寄附者がお住まいの都道府県と市区町村において個人住民税の寄附金税額控除の対象として指定されている場合に、寄附者は 50％の税額控除が受けられることになります（控除上限額を超えている場合等は除く）。

３　指定ＮＰＯ法人になるメリット

ＮＰＯ法人の事務所がある自治体で条例指定を受けると、認定基準のうち、最も難しいといわれている基準を満たすことになるため、認定ＮＰＯ法人になりやすくなります。

この基準は、**ＰＳＴ（パブリック・サポート・テスト）基準**と呼ばれるもので、法人が広く市民からの支援を受けているかを示す指標であり、次のいずれかを満たす必要があります。

①　法人の総収入金額に占める寄附金の割合が５分の１以上
②　その法人に対して年間 3,000 円以上の寄附をした寄附者が年平均 100 人以上
③　法人の事務所のある自治体で条例指定を受けている

多くの法人にとって、①や②は満たすのが難しい基準となっていますが、法人の事務所のある自治体で条例指定を受けた法人は、この基準を満たすことになるため、①や②を満たすことが難しい法人も、条例指定を受けることにより、認定ＮＰＯ法人への道が開けます。

なお、川崎市の指定基準は、認定基準に準じたものとしていますが、認定の基準全てが指定の基準となっているわけではありません。このため、認定を受ける際には、川崎市の指定基準にはなっていない認定の基準を満たす必要があります。

★　認定ＮＰＯ法人等になるまでの主な流れ

認定の基準を満たし、直接認定を取得する方法（コース１）のほか、次の方法も考えられます。

まず、認定の基準のひとつであるＰＳＴ基準を満たすのが難しい場合に、特例認定を経て認定を取得する方法があります。川崎市の条例指定では８％の寄附金税額控除のみですが、特例認定を受ければ、認定法人と同様、最大 50％の寄附金税額控除の対象となります。（コース２）

また、ＰＳＴ基準を満たすのが難しくても、事務所のある自治体での条例指定を受けるとＰＳＴ基準を満たすので、先に条例指定を受け、認定を受けやすくする方法もあります。（コース４）

なお、本市の条例指定の基準を満たすには、一定の「寄附」を集めることが必要ですが、先に特例認定を受け、寄附を募って条例指定の基準を満たし、条例指定を受けて認定を受けやすくする方法もあります。（コース３）

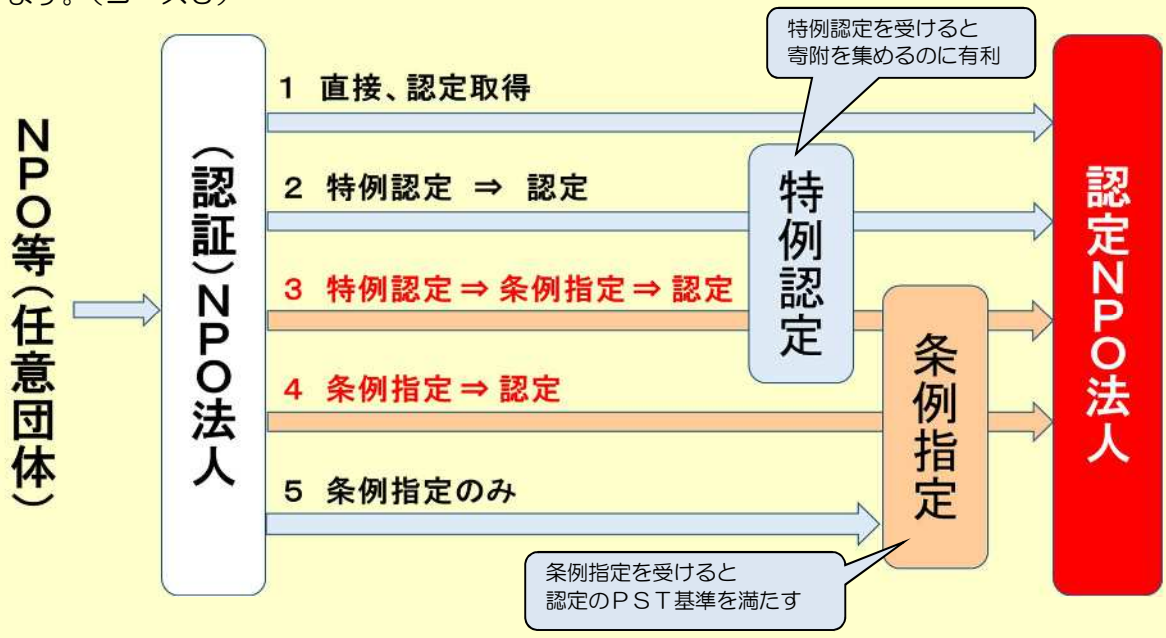

第１章　川崎市の条例指定制度

１　条例指定制度とは

条例指定制度とは、各自治体が独自に定める基準等を満たしたＮＰＯ法人を条例により指定することができる制度で、指定を受けた法人に対して個人が寄附をすると、その自治体の個人住民税の寄附金控除の対象となります。

地方税法により、指定する法人の名称と主たる事務所の所在地を条例自体に記載することが義務付けられていますが、導入の判断や指定の基準等は、各自治体の裁量に委ねられています。このため、**指定の基準や手続きは各自治体により異なる**ものとなっており、導入している自治体は、少ない状況です。

２　川崎市の制度の特徴

川崎市における条例指定制度の特徴は、次のとおりです。

（１）地域に根ざした活動を行う法人を幅広く指定

地域課題の解決や豊かな地域社会づくりに、その機動力を生かしてきめ細かく対応している、地域に根ざした公益的な活動を行うＮＰＯ法人を幅広く指定の対象とします。

（２）本市独自の数値基準により、市民が公益性を判断

透明性や公平性を確保するため、その法人の「地域における支持」を示す川崎市民の寄附者等の数を算定対象とした独自の基準を設けており、法人の公益性の判断を市民に委ねているともいえます。

（３）条例指定を受ける過程で、法人への寄附を促進

法人が条例指定を受けることを目指し、数値基準を満たすために、寄附を集める取組などを進めることなどにより、法人の財政基盤を強めるとともに、市民による相互支援を促進することを目的としています。

（４）法人の事務負担の軽減

できるだけ複雑な制度とせず、分かりやすい基準を設定しています。

また、事業規模が年間 800 万円未満の法人を対象に、インターネットでの情報公開等の基準を免除した特例を設けるとともに、条例指定を経て認定を取得する法人の利便性にも配慮し、認定制度の提出書類に準じた様式を定めています。

（５）ＮＰＯ法の趣旨に反する活動を行う法人は、指定の対象外

ＮＰＯ法の趣旨に反する事実がある法人を指定ＮＰＯ法人の対象としないよう、法人の事業活動が「不当な利益につながるものではないこと」という独自の基準を設け、社会通念に照らし、外部委員からなる川崎市指定特定非営利活動法人審査会（以下、「審査会」という。）で厳正に判断します。

第２章　条例指定の基準

１　基本的な考え方

ＮＰＯ法人の活動の公益性を判断する**「公益要件」**と、運営面での健全性を判断する**「運営要件」**という二つの視点で基準を設定しています。

具体的な基準は、「認定ＮＰＯ法人制度」の基準を参考としています。指定ＮＰＯ法人は、認定ＮＰＯ法人と比べて税制上の優遇措置が少ないものの、条例指定を受けることによって、認定ＮＰＯ法人になりやすくなるということも考慮したものとなっています。

「公益要件」は、**「市内における公益的活動の実績」**と**「地域における支持（数値基準）」**の２つの基準からなっており、「運営要件」は、運営組織や経理、事業活動などが適正かを確認するための基準として、ＰＳＴ基準を除く認定ＮＰＯ法人の基準をベースに、一部緩和したものとなっています。

【表４】条例指定ＮＰＯ法人になるための基準等の概要

公益要件 （公益性の判断基準）	運営要件 （運営面での健全性の判断基準）	欠格事由
①市内における公益的活動の実績 ②地域における支持	①運営組織及び経理が適切 ②事業活動の内容が適正 ③情報公開が適切 ④所轄庁への書類が提出済 ⑤法令違反等がないこと ⑥設立後１年を超える期間を経過	・暴力団関係 ・税の滞納 など

※　これらの基準は申出の時点だけでなく、実績判定期間（初回申出時は直近の２事業年度）中の適合が必要となる。

２　「公益性」の判断基準（公益要件）

（１）市内における公益的活動の実績

活動実績の判断にあたっては、ＮＰＯ法人が様々な活動を行っていることを踏まえて、行政との協働の実績の有無などの一律の指標を設けて実績を判断するのではなく、**市内における継続的な公益的活動の実績**を法人から提出された書類で確認します。

提出書類は、特に決まっているわけではありません。法人が作成しているパンフレットや事業活動に関する広報物など、市内で継続的に公益的な活動を一定程度行っていることを客観的に証明できるものをご用意ください。

提出された書類により、「市内における公益的活動の実績」があることを、外部委員からなる**審査会で総合的に判断**します。

なお、一定の公益性のある活動を市内で行っていれば、市内に事務所がなくても基準を満たしますが、市内での活動が少ない場合などは、市内に事務所を有していても、基準を満たさないと審査会が判断する場合があります。

【表５】市内における公益的活動の実績

判断基準	提出書類
市内において、不特定かつ多数の市民の利益に資すると認められる継続的な活動が行われていること	○基準に適合することを説明する書類 （基準等チェック表） ○市内における継続的な公益的活動の実績が一定程度あることを客観的に証明できる任意の書類 （例）パンフレット、事業活動に関する広報物、写真・新聞記事など

（２）地域における支持

ＮＰＯ法人の「地域における支持」を、その**法人の活動に賛同して寄附等をした川崎市民の人数で判断**します。

具体的には、年間 3,000 円以上の寄附等をした川崎市民が年平均 50 人以上、又は、1,000 円以上の寄附等をした市民が年平均 100 人以上のいずれかを満たすことが必要となります。

また、他の所轄庁の認定を取得したＮＰＯ法人については、ＮＰＯ法により「公益の増進に資する法人」と認定されていることから、市内における公益的活動の実績があれば、この基準を満たすこととしています（本市の条例指定を経て認定を取得した法人については、初回申出時に 3,000 円×50 人又は 1,000 円×100 人の基準を一度だけ満たせば、更新時に数値基準が課されないという不合理が生じるため、対象外です。）。

【表６】地域における支持

判断基準	提出書類
次のいずれかを満たすこと ①年間 3,000 円以上の「寄附」をした「川崎市民」の数が年平均 50 人以上 ②年間 1,000 円以上の「寄附」をした「川崎市民」の数が年平均 100 人以上 ③認定ＮＰＯ法人であること （本市の条例指定を経て認定を取得した法人（更新時）を除く）	○基準に適合することを説明する書類 （基準等チェック表） ○根拠資料としての寄附者名簿（①・②のみ） ○認定法人であることを証明する書類（所轄庁の発行した通知等の写し、③のみ）

申出にあたっては、「地域における支持」の算定対象となる「寄附」や「川崎市民」の範囲を確認した上で、同一人物の名寄せなどを行い、算定対象となる寄附者等のデータを抽出した寄附者名簿を作成し、根拠資料として提出することが必要です。

【表７】算定対象となる「寄附」と「川崎市民」の範囲

算定対象となる「寄附」	川崎市民
対価性がなく、任意性があり、 寄附者等の氏名と住所が明らかなもの ・寄附金 ・会費（**正会員の会費**、賛助会費） ・現物寄附	次のいずれかに該当する個人 ・市内に住所を有する者 ・市内在勤・在学者 ・市内で公益的活動を行っている者 ※役員、役員と生計を一にする者を除く ※生計を一にする者は合算し、１人とみなす

※　「正会員の会費」については、寄附金控除の対象とはなりません。

【表８】根拠資料としての寄附者名簿の作成手順（例）

手　順		備　考
寄附者の名寄せ等	1　寄附者が記載された名簿を事業年度ごとに名寄せ等を行う	・事業年度ごとに同一人物の寄附を合算 ・生計を一にする者は合算し、１人とみなす ・受領年月日の情報は不要
対象外の寄附者を除く	2　役員、役員と生計を一にする者を除く	
	3　個人以外（法人・団体等）の寄附を除く	
「寄附」と認められるものを加える	4　正会員・賛助会員（役員を除く）の会費を加える	・会員特典等がある場合は審査会において算定の可否を判断
	5　現物寄附を加える	算定対象となる現物寄附 ・換金額又は受入評価額が記載された帳簿等に基づいて審査会において算定の可否を判断
「寄附」の合計額が基準に満たない者を除く	6　年間の「寄附」の合計額が3,000 円又は 1,000 円未満の者を除く	・3,000 円×50 人、又は 1,000 円×100 人のどちらを適用するかを決め、対象外の者を除外
「川崎市民」か確認	7　「市内在勤・在学者」、「市内で公益的活動を行っている者」の情報を加筆	・「市内在勤・在学者」は勤務先・通学先の名称と所在地を備考欄に記載 ・「市内で公益的活動を行っている者」は、指定を申し出た法人の会員として市内での活動を実際に行っていることなどを具体的に記載。（表９の備考欄参照。市内在勤・在学者に準じる程度の地域への関与を申出法人が説明できることが必要）。
	8　「川崎市民」でない者を除く	・市内在住・在勤・在学者でなく、市内で公益的活動を行っていない者を除外
「寄附」の性質を再確認	9　算定対象外の「寄附」を除外	・利用会費など対価性があるものや、一律に徴収した寄附など任意性のないものは除外
寄附者等を数える	10　人数を数える	・事業年度毎に人数を算出し、平均が 50 人又は 100 人以上であれば、基準を満たす

【表９】根拠資料としての寄附者名簿（例）

寄附者氏名	住　所	寄附等金額	備　考
川崎　一郎	川崎市～　１丁目１番１号	8,000 円	正会員会費 5,000 円、賛助会費１口 3,000 円
横浜　太郎	横浜市～　１丁目１番１号	5,000 円	正会員会費 5,000 円、○○大学在学（大学の所在地）
相模原洋子	相模原市～１丁目１番１号	6,000 円	賛助会費２口 6,000 円、○○会社勤務（会社の所在地）
幸　　和子	東京都～　１丁目１番１号	2,000 円	寄附 2,000 円、当法人会員として○○事業に従事（○○区で実施）

※　根拠資料としての寄附者名簿とは別に、役員や法人からの寄附等を含む全ての寄附について記載した「寄附者名簿（第２号様式）」の提出が必要となります。（別冊「申出書類の記載例」Ｐ．６参照）

【表 10】認定制度との比較

	認定（絶対値基準）	条例指定
数値基準	3,000 円×100 人	3,000 円×50 人又は 1,000 円×100 人（選択制）
寄附者等の範囲	個人及び法人・団体 ※役員、役員と生計を一にする者を除く ※生計を一にする者は合算し、1 人とみなす	次のいずれかに該当する個人 ・市内に住所を有する者 ・市内在勤・在学者 ・市内で公益的活動を行っている者 ※役員、役員と生計を一にする者を除く ※生計を一にする者は合算し、1 人とみなす
「寄附」の範囲	対価性(※)がなく、任意性があり、寄附者等の氏名と住所が明らかなもの ・寄附金 ・会費（賛助会費） ・現物寄附（換金するなどして、活動計算書に計上されたものに限る）	対価性(※)がなく、任意性があり、寄附者等の氏名と住所が明らかなもの ・寄附金 ・会費（正会員の会費、賛助会費） ・現物寄附（換金額又は受入評価額が記載された帳簿等に基づいて審査会が算定可否を判断）

※　正会員が負担する「会費」については、認定制度の絶対値基準の判定では、総会での表決権等に対価性を有するとされるため、算定に含めることはできない。一方、条例指定では正会員が法人の活動に参画していることに着目し、その会費を算定に含めることができる。ただし、表決権以外に会員特典がある場合には、審査会においてそれらの対価性について審議し、算定対象とするかどうか判断する。

★　どこまでが寄附金？

法人への寄附金や会費を、算定対象の「寄附」として認めるかどうかは、名称にとらわれず、金銭的負担の持つ性格によって、対象となるか否かを判断します。「寄附金」や「賛助会費」という名称でも、その内容が「寄附」として認められない場合は、算定対象とはなりません。

会費がサービス等の利用の対価と認められるような、いわゆる「利用会員」の会費については、その名称にかかわらず、算定対象外となります。また、対価性のない純粋な「寄附」であっても、一律に徴収されるなど、寄附者が任意に支出したとみなされない場合も、対象外となります。

どこまでが「寄附」として認められるかは、最終的に、外部委員からなる審査会において判断されます。

なお、寄附金控除の対象となる寄附金は、認定や条例指定の算定対象となる「寄附」と同じではありません。例えば、正会員の会費は、寄附金控除の対象とはなりませんので、ご留意ください。

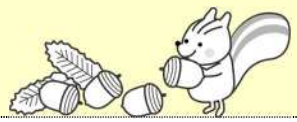

3　「運営面での健全性」の判断基準（運営要件）

指定ＮＰＯ法人には、税制上の優遇措置が付与されており、市民からの寄附金を適正に活用するという点からも、事業活動の内容や財務状況等が適正であるとともに、寄附者や市民に対して十分な情報公開を行うことが求められています。

このため、**財務状況や情報公開等が適切であることを判断する基準**として設定したものが、「運営要件」です。これは、認定制度の基準とほぼ同じものとなっており、前述のとおり、指定ＮＰＯ法人になった後、認定を受ける場合に、認定基準のうち本市の指定基準になっていない部分を満たせば認定が受けられるよう、法人の利便性を考慮して設定しています。

運営要件の基準の概要は、次のとおりです。

なお、総収入金額が年平均 800 万円未満の法人は、法人の希望により、インターネットによる事業報告書等の公表の義務などが課されない**「特例」の適用を受けること**もできますが、次回更新までの期間が通常の５年から３年に短縮されます。

【表 11】運営要件の基準の概要

基　準	提出書類
1　運営組織と経理が適正であること 2　事業活動が適正であること 3　情報公開を適切に行うこと ・法人事務所での書類の閲覧 ・事業報告書等及び定款のインターネットでの公表（※） 4　事業報告書等を毎事業年度、所轄庁に提出していること 5　法令等違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと 6　設立の日から１年を超える期間が経過していること	基準に適合することを説明する書類 （基準等チェック表等）

※　認定制度にはない、本市独自の基準。総収入金額が年平均 800 万円未満の法人が「特例措置」の適用を希望した場合は免除。

（１）運営組織と経理が適正であること

この基準は、指定ＮＰＯ法人の役員が特定の役員の親族や、特定の法人の関係者で占められていないか、また、適正な経理を行っているかを確認するための基準です。

ＮＰＯ法人については、「特定の役員の配偶者と三親等以内の親族の合計が役員総数の３分の１以下」という**役員に関する制限**がありますが、指定ＮＰＯ法人には、より厳しい基準が設けられています。

また、経理に関する基準を満たすためには、公認会計士又は監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等の**複式簿記への記録や経理書類の７年間の保存**などのほか、**費途が不明な支出がないことや帳簿に虚偽記載がないこと、その他の不適正な経理を行っていないこと**が求められます。

【表 12】運営組織に関する基準

基　準	備　考
1　役員が、特定の役員の親族で占められていない	① 特定の役員の配偶者 ② 特定の役員の三親等以内の親族 ③ その役員に雇用されている者とその親族で生計を一にする者 ⇒①～③の合計が役員総数の３分の１以下
2　役員が、特定の法人の関係者で占められていない	① 特定の法人（ＮＰＯ法人や株式会社等）の役員や従業員 ② ①の配偶者や三親等以内の親族 ⇒①・②の合計が役員総数の３分の１以下

【表 13】経理に関する基準

基　準	備　考
1　公認会計士又は監査法人の監査を受けているか、青色申告法人に準じた経理を行っている	青色申告法人には、複式簿記に記録し、７年間保存していることなどが課せられている
2　不適正な経理を行っていない	費途が不明な支出、帳簿の虚偽記載など

（２）事業活動が適正であること

ＮＰＯ法人の活動に関する基準には、認定制度にはない本市独自の規定を設け、法令等には明確に違反していないものの、ＮＰＯ法の趣旨に反して、社会通念上、法で禁じられた**「特定の個人又は法人その他の団体の不当な利益」**につながる活動を行う法人は、この制度の対象とならないことを明確化しています。

また、宗教活動や政治活動を主たる目的としなければ、ＮＰＯ法人になることができますが、指定ＮＰＯ法人になるためには、**一切の宗教・政治活動は実施できません**。

さらに、役員等の関係者に対して報酬・給与の支給や資産の譲渡に関する特別の利益を与えたり、営利目的の事業を行う者や宗教・政治活動を行う者等に対して寄附を行ったりした場合には、指定ＮＰＯ法人になることはできません。

【表 14】事業活動に関する基準

基　準	備　考
１　特定の個人、法人、その他の団体に対する不公正な取引その他の不当な利益につながる活動をしていない	法人の役員や直接のサービス等の受益者だけでなく、事業に伴う経費の支出先や、事業によって得られた成果を享受する者等についても含む
２　宗教活動や政治活動等を行っていない	
３　役員、社員、寄附者や、これらの者の親族に特別の利益を与えていない	
４　営利目的の事業を行う者や、宗教・政治活動を行う者、特定の公職の候補者等に寄附を行っていない	特定の公職の候補者になろうとする者を含む

（３）情報公開を適切に行うこと

ＮＰＯ法人には、事務所での書類の閲覧が課せられていますが、その対象は利害関係者等に限定されています。指定ＮＰＯ法人になると、**誰に対しても**主たる事務所と市内の事務所において、寄附者名簿等を除く本市への提出書類を閲覧させることが必要になります。

情報公開に関する基準は、指定ＮＰＯ法人となった後、法人事務所で閲覧対象書類を誰でも閲覧できるようにすることについて、予め同意するという内容です。

また、認定制度にはない独自の基準として、法人の情報公開を推進するために、**事業報告書等を法人のホームページ上で公表**するという基準を設けています。

【表 15】情報公開に関する基準

基　準	対象となる書類
１　主たる事務所及び市内の事務所において、情報公開を適切に行い、書類の閲覧に応じられること	・事業報告書等（役員名簿等を含む） ・指定申出書の添付書類（寄附者名簿を除く） ・毎事業年度、川崎市に提出する書類（寄附者名簿を除く）
２　法人のホームページ上で公開できること （特例選択法人には課さない基準）	・事業報告書等（役員名簿等を除く） ・定款

（４）事業報告書等を毎事業年度、所轄庁に提出していること

ＮＰＯ法の規定に基づき、毎事業年度、事業報告書等を前事業年度終了後３か月以内に所轄庁に提出していることが必要です。

（５）法令等違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと

条例を含む法令等に違反する事実等、公益に反する事実がないことを確認します。

★　税の申告漏れは法令違反です　～その他の事業≠収益事業～

「『その他の事業』を行っていないから、法人税はかからない」と考えていませんか。

「その他の事業」はＮＰＯ法上の区分であり、税法上の「収益事業」とは別の概念です。「特定非営利活動に係る事業」についても「収益事業」であれば、法人税の課税対象となります。法人税・消費税・源泉所得税・法人住民税等を適正に申告・納付していない場合、法令違反にあたり、指定基準を満たせないことになります。

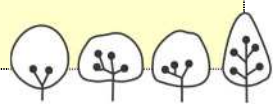

（６）設立の日から１年を超える期間が経過していること

法人の登記上の設立年月日から１年を超える期間が経過し、かつ２事業年度分の申出書類が揃わないと申出できません。

例えば、令和６年６月に設立された３月決算法人の場合、令和６年度（令和６年６月～令和７年３月までの 10 か月間）と令和７年度（１年分）の２事業年度の実績で判定することになります。このため、実際に申出ができるのは、令和８年４月以降に令和７年度の事業報告書等を所轄庁に提出した後になります。

（７）基準への適合が必要となる期間（実績判定期間）

申出の際に基準に適合していれば、指定ＮＰＯ法人になれるわけではありません。初回の申出では２年、更新時には５年分（特例措置を受ける場合は３年）の実績について、基準への適合を判定します。

★　思わぬ「落とし穴」　～基準への不適合と実績判定期間～

事業報告書等を毎事業年度、所轄庁に報告することは、ＮＰＯ法人に課せられた重大な義務です。これまで提出すべき書類は全て提出してあるので、この基準は大丈夫と考えていると、落とし穴があるかもしれません。提出期限は、川崎市の条例により「毎事業年度初めの３か月以内」と定められています。例えば、３月決算法人については、６月 30 日が提出期限となります。

この場合、事業報告書等を６月 30 日までに提出していないと、基準を満たせません。初回申出の実績判定期間は２年であり、この間に事業報告書等が適正に提出されていることが求められます。さらに、申出時において直近の事業報告書等についても、期限内に適正に提出されている必要があります。

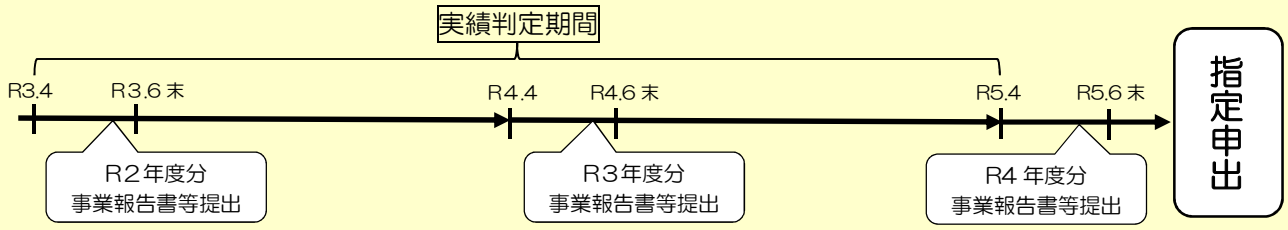

４　欠格事由

欠格事由に該当すると、指定ＮＰＯ法人になることができません。また、指定ＮＰＯ法人となった後、欠格事由に該当した場合は、指定ＮＰＯ法人ではなくなります。

欠格事由に該当しないことの確認は、該当しない旨を書面（欠格事由チェック表）に記載する方法で行いますが、税の滞納処分がないことの確認書類として、**「滞納処分に係る納税証明書」**の提出が必要です。

また、暴力団との関係性がないことについては、役員に暴力団員等がいないことを神奈川県警に照会するために**「役員等氏名一覧表」**を提出してもらい、川崎市から県警に確認することによって、該当がないことを確認します。

【表 16】欠格事由

主な欠格事由	提出書類
１　役員に関するもの 役員のうちに拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者がいる場合や、役員に暴力団の構成員に該当する者がいる場合など ２　認定の取消し又は本市の指定ＮＰＯ法人になった後に指定法人に該当しないこととする手続きを受けてから、５年を経過しない法人 ３　定款や事業計画書の内容が法令等に違反している法人 ４　過去３年間に、税の滞納処分があった法人 ５　過去３年間に、重加算税等を課された法人 ６　暴力団又は暴力団の構成員の統制下にある法人	欠格事由に該当しないことを説明する書類 （欠格事由チェック表） 滞納処分に係る納税証明書 （国税・都道府県税・市区町村税の３種） 役員等氏名一覧表

★　滞納処分に係る納税証明書って？

税の滞納処分がないことを説明するための書類として、「滞納処分に係る納税証明書」の提出が必要です。「滞納といっても、そもそも税を納める事業など行っていない」という法人も多いと思いますが、納税実績がない法人も取得できる書類です。

この証明書は、国税・都道府県税・市区町村税の３種類が必要で、１通につき 300 円から 400 円かかります。法人印や申請者の本人確認書類等、申請に必要なものを持って、所轄の税務署・県税事務所・市税事務所等に行き、窓口で「**過去３年以内**に税の滞納処分を受けたことがないことを証明する納税証明書」と言えば、取得できます。国税については、「納税証明書　その４」がこれにあたります。

なお、証明書は、事前相談時に添付する必要はありません。事前相談を通じて、申出書類の確認を受け、内容が整ってから取得してください。取得日から遡って過去３年以内に税の滞納処分を受けたことがないことを証明する書類のため、実際の申出日よりかなり早く取得すると、再度の取得をお願いすることになりますので、ご注意ください。

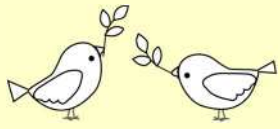

【表 17】認定・特例認定・指定　基準等比較表

1　公益要件

認　定	特例認定	条例指定
1　広く市民からの支援を受けていること （いわゆるＰＳＴ：パブリック・サポート・テスト） 次のいずれかを満たすこと ①収入金額に占める寄附金の割合が 20%以上 ②実績判定期間内に 3,000 円以上の寄附をした人が年平均 100 人以上 ③法人の事務所がある自治体の条例指定を受けている	なし	1　市内における公益的活動の実績 2　地域における支持 次のいずれかを満たすこと ①年間 3,000 円以上の「寄附」等をした「川崎市民」の数が年平均 50 人以上 ②年間 1,000 円以上の「寄附」等をした「川崎市民」の数が年平均 100 人以上 ③認定ＮＰＯ法人であること （本市の条例指定を受けて認定を取得した法人を除く）

2　運営要件等

基　準	認定	特例認定	条例指定		
			通常	特例	認定法人※
会員に限定した活動など、共益的な活動の割合が 50%未満であること	○	○			
運営組織や経理が適正であること	○	○	○	○	△
事業活動が適正であること					
・特定の者への不当な利益につながる活動がない			○	○	△
・宗教・政治活動を行っていない	○	○	○	○	△
・役員等の関係者に特別の利益を与えていない	○	○	○	○	△
・営利事業者等に寄附を行っていない	○	○	○	○	△
・特定非営利活動の事業費が総事業費の 80%以上	○	○			
・寄附金を特定非営利活動に 70%以上充当	○	○			
情報公開が適正であること					
・全ての事務所での書類の閲覧	○	○			
・主たる事務所及び市内の事務所での書類の閲覧			○	○	△
・事業報告書等のインターネットでの公表			○		○
事業報告書等を毎事業年度、所轄庁に提出	○	○	○	○	△
法令等違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと	○	○	○	○	△
設立の日から１年を超える期間が経過していること	○	○	○	○	△
過去に認定や特例認定を受けていないこと		○			
設立から５年を超えていないこと		○			
欠格事由に該当しないこと	○	○	○	○	○

凡例）○…基準、△…基準ではあるが、基準等チェック表等の提出は不要

※　条例指定の「認定法人」の欄は、「地域における支持」を認定ＮＰＯ法人であることにより満たす場合（本市の条例指定を受けて認定を取得した法人を除く）

注）条例指定を経て認定を取得する場合は、条例指定と共通する基準を含め、全ての基準を改めて審査し、法人事務所に職員が伺って、帳簿書類や法人事務所での閲覧の環境等を確認します。その際、不適正な経理処理などが発覚した場合などは、基準に適合していないとみなされることになります。

第３章　条例指定の申出手続き

１　手続きの流れ

申出にあたっては、まず、**事前相談**を受けてください。

初回相談時は、概ね記入した申出書をお持ちいただければ内容の確認をしますが、特にご準備いただかなくても構いません。事前相談を通じて、記載内容や必要な添付書類の確認を行い、内容が整ってから、「滞納処分に係る納税証明書」を取得した上で、申出書を提出していただきます。条例による指定は６月と 12 月の年２回行うことから、申出書一式を受け付ける**申出期限**を、それぞれ１月末と７月末としています。

申出書の提出後、２週間の**縦覧**を行います。縦覧とは、申出書を誰でも閲覧できるようにすることで、縦覧書類は、川崎市役所本庁舎２階の「かわさき情報プラザ」で閲覧することができます。また、条例指定の結果が出るまで、川崎市のホームページでも同様の書類データが公表されます。期間中に意見等が寄せられた場合は、必要に応じて、事実確認を行います。

縦覧後、市職員が運営要件を中心とする**書類審査や法人事務所での調査**を行った上で、外部委員により構成される「**川崎市指定特定非営利活動法人審査会**」において、公益要件への適合を中心に、指定の基準を満たすか否かの検討を行います。

審査会で「指定相当」とされた法人について、その名称と主たる事務所の所在地を記載した**条例案を市議会に上程**し、可決された条例が施行された日に指定ＮＰＯ法人となります。

認定ＮＰＯ法人への寄附に対する寄附金控除は認定日から控除対象となりますが、指定ＮＰＯ法人への寄附に対する**寄附金控除**については、指定ＮＰＯ法人となった年の１月１日まで遡って行うことができます。

例えば、令和６年 12 月に指定ＮＰＯ法人となった場合、川崎市民である寄附者が令和７年３月 15 日までに個人住民税の申告を行えば、令和６年１月１日から 12 月 31 日までの寄附金の合計額から 2,000 円を引いた額の８％が、寄附者の令和７年度の個人市民税から差し引かれることになります。

【表 18】申出手続きの流れ

	６月指定	12 月指定
１　事前相談	随　時	
２　申出書類の受理期限	１月 31 日	７月 31 日
３　縦覧	申出書類の受理日から２週間	
４　審査 ・書類審査、実態調査⇒審査会による審査	３月	９月
５　議会での審議 （法人名等を条例に記載するための条例改正等） ・法制審査⇒議案の上程⇒採決	４月～６月	10 月～12 月
６　法人名が記載された条例の施行 ＝指定ＮＰＯ法人となる	６月下旬	12 月下旬
（参考） 指定ＮＰＯ法人への寄附金が控除対象となる日	その年の１/１まで遡る	

２　申出に必要な書類

申出に必要な書類は次のとおりです。

申出書の添付書類のうち、寄附者名簿等を除く書類は、縦覧の対象となります。縦覧した書類は、指定ＮＰＯ法人となった後、川崎市役所（かわさき情報プラザ）と法人事務所において閲覧の対象となります。

【表 19】申出に必要な書類

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">提出書類の名称等</th><th>閲覧等</th><th>部数</th></tr>
<tr><td>申出書</td><td>指定特定非営利活動法人申出書</td><td>第１号様式</td><td rowspan="2">×</td><td rowspan="2">１部</td></tr>
<tr><td rowspan="7">申出書の添付書類</td><td>１　寄附者名簿（２事業年度分）</td><td>第２号様式</td></tr>
<tr><td>２　基準に適合する旨を説明する書類
欠格事由に該当しない旨を説明する書類</td><td>基準等チェック表
欠格事由チェック表
※詳細は表 20 参照</td><td rowspan="6">○</td><td rowspan="6">２部</td></tr>
<tr><td>３　寄附金充当予定事業一覧</td><td>第３号様式</td></tr>
<tr><td>４　直近の事業報告書等
（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿）</td><td rowspan="3">川崎市が所轄庁である法人は提出不要</td></tr>
<tr><td>５　役員名簿</td></tr>
<tr><td>６　定款等
（定款、認証に関する書類の写し、登記に関する書類の写し）</td></tr>
</table>

【表 20】基準への適合、欠格事由への不該当を説明するために必要な書類

<table>
<tr><th></th><th>提出書類</th><th>閲覧等</th><th>部数</th></tr>
<tr><td rowspan="5">基準に適合する旨を説明する書類</td><td>基準等チェック表</td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2">２部</td></tr>
<tr><td>監査証明書
（公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合）</td></tr>
<tr><td>・市内における継続的な公益的活動の実績が一定程度あることを客観的に説明できる任意の書類</td><td rowspan="3">×</td><td rowspan="3">１部</td></tr>
<tr><td>・根拠資料としての寄附者名簿
（3,000 円×50 人又は 1,000 円×100 人の基準を選択した場合）</td></tr>
<tr><td>・認定特定非営利活動法人であることを証明する書類（所轄庁の発行した通知等の写し）
（認定ＮＰＯ法人であることによる基準を選択した場合）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">欠格事由に該当しない旨を説明する書類</td><td>欠格事由チェック表</td><td>○</td><td>２部</td></tr>
<tr><td>・滞納処分に係る納税証明書
（国税・都道府県税・市区町村税の３種類が必要）</td><td rowspan="2">×</td><td rowspan="2">１部</td></tr>
<tr><td>・役員等氏名一覧表
（役員に暴力団員等がいないことを県警に確認するための書類）</td></tr>
</table>

注）これらの書類以外にも、必要に応じて、説明資料等の提出を求める場合があります。

提出する書類は申出の内容により異なっており、具体的には、公益要件の「地域における支持」をどの基準で満たすかで提出書類が異なることに留意してください。

「地域における支持」を「認定ＮＰＯ法人であること」により満たす法人については、認定時に適合を確認した基準等に関する「基準等チェック表」の提出は不要となっています。この場合、基準等チェック表による適合確認を行わない基準についても、当然のことながら適合している必要がありますので、基準に適合しないことが判明した場合は、指定ＮＰＯ法人になることができません。

（提出書類の詳細については、別冊「申出書類の記載例」Ｐ．２「指定ＮＰＯ法人となるための申出書及び添付書類一覧」でご確認ください。）

３　指定ＮＰＯ法人の公表

申出書類の受理後、１か月の縦覧を経て、審査を行います。外部委員による審査会の結果については、申出を行った法人に対して個別に連絡するとともに、川崎市のホームページへの掲載等により公表します。

審査結果を受け、法人名を記載した条例案を市議会に上程し、市議会で法人名を記載する条例案が可決・成立すると、その条例が施行された日に指定ＮＰＯ法人となります。議会での採決の結果は、申出を行った法人に対して、個別に連絡します。

また、指定ＮＰＯ法人になると、川崎市のホームページへの掲載等により、法人名等を公表します。

【表 21】審査会の審査結果及び指定法人の公表

区　分	内　容
審査結果の公表	審査結果（「指定相当」又は「指定不相当」）
指定法人の公表	１　法人の名称 ２　代表者の氏名 ３　主たる事務所及び市内の事務所の所在地 ４　指定特定非営利活動法人となった日 ５　現に行っている事業の概要 ６　寄附金控除の対象期間

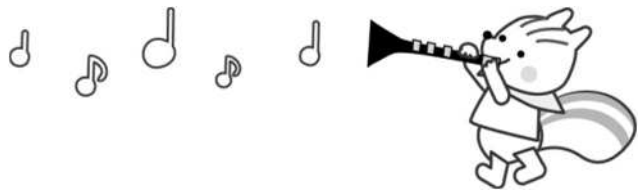

第４章　条例指定後の手続き

１　指定ＮＰＯ法人として提出・備置きが必要になる書類

ＮＰＯ法人は、毎事業年度、事業報告書等を所轄庁に提出することがＮＰＯ法で義務付けられています。指定ＮＰＯ法人になると、この他に、川崎市に対して、毎事業年度初めの３か月以内に提出しなければならない書類があります。

指定ＮＰＯ法人は税制上の優遇措置を受けられることから、認定に準じて、年１回、資金が特定の個人、法人、その他の団体などに不当に流れていないことなどを確認するため、**「役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」**や、資金や資産の譲渡、寄附金に関する事項を詳細に記述した**「資金・資産の譲渡・寄附金等明細書」**を提出することとしています。さらに、作成の日から起算して５年を経過する日を含む事業年度の末日まで、主たる事務所及びその他の事務所に備え置かなければなりません。

また、指定ＮＰＯ法人となった後も、年１回、基準を満たしているかを確認するため、運営組織・経理、事業活動、情報公開、法令違反についての基準への適合と、欠格事由に該当しないことを説明する書類の提出が必要となっており、申出時と同様に**「基準等チェック表」**の一部分や**「欠格事由チェック表」**を提出することになります。

さらに、川崎市のホームページ上に、法人の概要が分かる資料を掲載するため、年１回、指定ＮＰＯ法人の基礎データと事業の概要について１枚にまとめた書類である**「法人及び事業の概要報告書」**を提出していただくことになっています。

この他、指定ＮＰＯ法人が団体等に対し、助成金の支給を行ったときは、支給後遅滞なく、助成の実績を記載した書類を提出する必要があります。

なお、川崎市の認定を受けているＮＰＯ法人については、認定法人として作成する書類のうち、重複する一部の書類作成、法人事務所での備置き・閲覧、川崎市への提出が不要となります。また、総収入金額が年平均 800 万円未満の法人が希望により**「特例」の適用を受けた場合**には、年１回提出する「資金・資産の譲渡・寄附金等明細書」等、一部の書類の作成、法人事務所での備置き・閲覧、川崎市への提出が不要となります。

【表 22】川崎市への提出書類一覧

提出時期	書類の名称	部数	通常	特例
毎事業年度初めの３か月以内	役員報酬規程等提出書（第７号様式）	２部	○	○
	・前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（既に提出している規程の内容に変更なければ提出不要）		○	
	・資金・資産の譲渡・寄附金等明細書（第５号様式）		○	
	・基準等チェック表（一部分）		○	○
	・欠格事由チェック表		○	○
	・事業報告書等（川崎市内のみに事務所を持つ法人は提出不要）		○	○
	法人及び事業の概要報告書（第８号様式）	１部	○	○
助成金の支給後遅滞なく	助成金支給実績提出書（第６号様式）	２部	○	

２　変更時に届出が必要となる事項

指定ＮＰＯ法人の名称や主たる事務所の所在地が変更された場合、条例に記載された法人名称等を変更するための条例改正が必要となるため、必要書類を添付して**「変更届出書」**を提出する必要があります。定款の記載内容、役員の氏名・住所等、市内の事務所の所在地、現に行っている事業の内容が変更された場合にも、変更の届出が必要です。

【表 23】変更の届出書類一覧

変更事項	提出書類の名称等		備　考
共通	変更届出書（第４号様式）		
１　定款の記載内容	添付書類	ア　指定特定非営利活動法人の名称の変更の場合 ・変更後の定款 ・登記事項証明書 イ　定款変更認証事項の場合（アを除く） ・変更後の定款 ・定款変更認証を受けたことを証する書類の写し ウ　定款変更届出事項の場合 ・変更後の定款 ・定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	川崎市内のみに事務所を有する法人（本市所管法人）は、定款変更の認証申請・届出をすれば、改めて提出の必要なし
２　役員の氏名又は住所若しくは居所		・役員に係る欠格事由（条例第６条第１号）に該当しない旨を説明する書類 ・変更後の役員名簿	本市所管法人は、役員変更の届出をすれば、改めて提出の必要なし
３　代表者の氏名		（添付書類なし）	認定法人としての「代表者変更届出書」を提出すれば、改めて提出の必要なし
４　主たる事務所又は市内の事務所の所在地		ア　主たる事務所の所在地の変更 ・登記事項証明書 ・変更後の定款（定款変更を伴う場合のみ） イ　市内の事務所の所在地の変更（主たる事務所を除く） ・変更後の定款と定款変更認証を受けたことを証する書類の写し（定款変更を伴う場合のみ）	変更を行った全ての指定法人が提出
５　現に行っている事業の内容		・当該事項の内容を説明する書類	

３　法人事務所での書類の閲覧とインターネットによる公表

指定ＮＰＯ法人は、**誰に対しても**主たる事務所と市内の事務所において、寄附者名簿等を除く本市への提出書類を閲覧させることが必要になります。事務所での閲覧書類は全て、川崎市役所（かわさき情報プラザ）における閲覧・謄写（コピー）の対象となっています。

また、認定制度にはない独自の基準として、法人の情報公開を推進するために、事業報告書等を法人のホームページ上で公表しなければなりません。

なお、総収入金額が年平均 800 万円未満の法人が希望により**「特例」の適用を受けた場合**には、法人のホームページ上での事業報告書等の公表は必要ありません。

【表 24】指定ＮＰＯ法人がインターネットによる公表を行う書類

インターネット公表の対象書類	備考
１　事業報告書 ２　活動計算書 ３　貸借対照表 ４　財産目録 ５　定款	・法人のホームページで公表 ・総収入金額が年平均 800 万円未満の法人が、「特例」の適用を希望し、申請した場合は、公表は不要

４　寄附者名簿の作成等

指定ＮＰＯ法人となった後、毎事業年度初めの３か月以内に前事業年度の寄附者名簿（第２号様式）を作成し、主たる事務所及び市内の事務所に備え置く必要があります（作成の日から起算して５年間）。川崎市への提出は不要です。

なお、川崎市の認定を受けているＮＰＯ法人については、認定法人として作成・備置きをする寄付者名簿の作成・備置きがなされていれば、これと別に条例指定法人としての寄付者名簿の作成・備置きは不要です。

また、年１回、住所地が川崎市内にある寄附者について暦年ごとに抽出した名簿を作成し、**寄附を受けた年の翌年の３月 15 日までに財政局税務部市民税管理課まで提出してください。**

【表 25】寄附者名簿の作成等

	作成	備置き	提出
１　寄附者名簿（第２号様式）	○	○	×
２　住所地が川崎市内にある寄附者について暦年ごとに抽出した名簿（※1）	○	×	○ （※2）

※1　指定申出時や毎事業年度作成する上記表１の名簿は事業年度ごとですが、市民税管理課に毎年提出する上記表２の名簿は、寄附者の住所地が川崎市内にある方について暦年ごとに作成したものですので、**期間の区切りや対象が異なっている点にご留意ください。**

※2　**寄附を受けた年の翌年の３月 15 日までに財政局税務部市民税管理課まで提出してください。**

第５章　条例指定の更新手続き

指定ＮＰＯ法人になった後、法人の運営面での健全性を判断する「運営要件」を満たしているか、毎事業年度提出していただく書類で確認することになりますが、５年（特例適用の場合は３年）ごとに、改めて「公益要件」を含む基準への適合を確認するための「更新の申出」を行う必要があります。

更新の申出期間は規則で定められており、６月指定の場合は前年 11 月から１月までの間、12 月指定の場合は５月から７月までの間に、申出書等を提出することが必要です。

申出にあたっては、初回申出と同様の書類を提出することになります。添付書類のうち、「基準に適合する旨を説明する書類」と「欠格事由に該当しない旨を説明する書類」については、すでに提出していただいた書類の内容と同じであれば、改めて記載する必要はなく、「申出時」のみ記入します。具体的には、「基準に適合する旨を説明する書類」の一部と「欠格事由に該当しない旨を説明する書類」が毎事業年度、提出いただく書類と重複しているため、重複部分については、特段の変更がない限り、添付が不要となります。

また、「寄附金充当予定事業一覧」についても、初回申出（又は前回の更新申出）時に提出した書類の内容から変更がなければ、添付を省略することができます。

【表 26】更新の申出に必要な書類

	提出書類の名称等		閲覧等	部数
申出書	指定特定非営利活動法人申出書	第１号様式	×	１部
申出書の添付書類	１　寄附者名簿（５事業年度分）	第２号様式		
	２　基準に適合する旨を説明する書類	基準等チェック表 （監査証明書※1 含む）	○	各２部
	欠格事由に該当しない旨を説明する書類	欠格事由チェック表		
	３　寄附金充当予定事業一覧	第３号様式		
	４　直近の事業報告書等（※2） （事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿）			
その他の説明書類	・市内での公益的活動実績の説明書類 ・根拠資料としての寄附者名簿（※3） ・認定法人であることを証明する書類（※4） ・滞納処分に係る納税証明書 ・役員等氏名一覧表	所轄庁の通知等の写し 役員等氏名一覧表	×	１部

※1　公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合に提出
※2　川崎市内のみに事務所を持つ法人は、提出不要
※3　3,000 円×50 人又は 1,000 円×100 人の基準で「地域における支持」を満たす場合に提出
※4　認定ＮＰＯ法人であることをもって「地域における支持」を満たす場合に提出

第６章　その他知っておきたいこと

１　指定ＮＰＯ法人に対する監督規定

指定ＮＰＯ法人は、税制上の優遇措置が受けられることから、一般のＮＰＯ法人より厳しい監督規定が設けられています。

欠格事由や取消事由への該当の疑いがあると認められる場合などには、川崎市は、指定ＮＰＯ法人に対して、報告を課すことや、職員による事務所等への**「立入検査」**をすることができます。

また、不当な利益につながる活動を行うなど基準に適合しなくなった場合や、書類の提出・閲覧等の規定を遵守していない場合などには、川崎市は、指定ＮＰＯ法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の**「勧告」**をすることができます。

勧告に係る措置を採らなかったときは、川崎市は、期限を定めて、勧告に係る措置を採るべきことを命ずる**「改善命令」**を行うことができ、正当な理由なく、その命令に係る措置を採らないと、条例から法人名等を削除するための条例改正を行います。

このほか、欠格事由への該当や、偽りその他不正の手段により指定ＮＰＯ法人となった場合や、更新申出期間内に更新の申出がなかった場合などにも、指定ＮＰＯ法人ではなくなります。

なお、指定ＮＰＯ法人でない者が、指定法人であると誤認されるような表示や説明をすることは、条例で禁止されています。

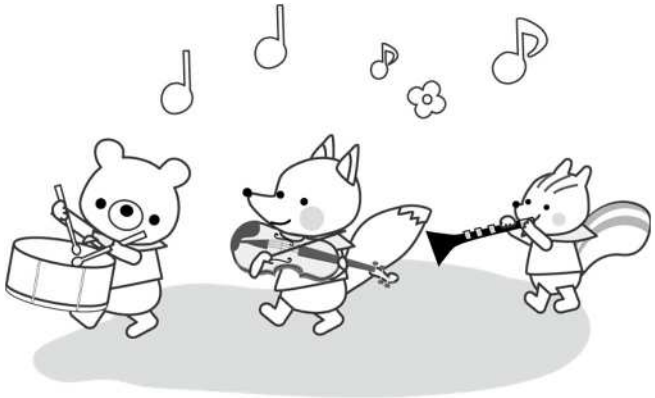

★　知っていますか？　～寄附金税額控除の仕組み～

指定ＮＰＯ法人に寄附をした場合、寄附金税額控除は、どのような手続きで受けられるのでしょうか。

ポイント１：控除対象になるかは、寄附者の住む自治体の指定ＮＰＯ法人になっているかで決まる

寄附金が個人住民税の寄附金税額控除の対象となるか否かは、寄附先のＮＰＯ法人が、寄附者のお住まいの自治体の指定ＮＰＯ法人となっているか（※）で決まります。このため、指定ＮＰＯ法人になったら、どの自治体から指定されているか分かるような一覧表を作成し、寄附をしようとする個人の方に対して、情報提供することが大切です。例えば、横浜にお住まいで川崎在勤の方からの寄附は、川崎市の条例指定制度において公益要件の「地域における支持」の算定対象となりますが、寄附金控除の対象とはなりませんのでご注意ください。

※　寄附をした年の翌年の１月１日現在にお住まいの自治体で、そのＮＰＯ法人が指定ＮＰＯ法人になっていれば、寄附金税額控除の対象となります。

ポイント２：寄附金控除の手続きは、指定ＮＰＯ法人が認定又は特例認定を受けているかどうかで異なる

寄附者の申告手続きについては、寄附先であるＮＰＯ法人が認定又は特例認定を受けている場合は、税務署への確定申告による申告が可能ですが、指定のみの場合はお住まいの自治体に申告する必要があります。

	指定のみの場合	認定又は特例認定を受けている場合
申告方法	個人住民税の申告	確定申告
書類の提出先	市区町村 （川崎市では、所轄市税事務所）	所轄税務署
申告期限	寄附をした年の翌年の３月 15 日まで	
税の軽減対象	寄附をした年の翌年度の個人住民税	寄附をした年の所得税 寄附をした年の翌年度の個人住民税

ポイント３：申告書には、「寄附金受領証明書」の添付が必要

寄附者が申告する際に必要なのは、「申告書」とＮＰＯ法人が発行した「寄附金受領証明書」です。

	指定のみの場合	認定又は特例認定を受けている場合
必要書類	寄附金税額控除申告書（地方税法施行規則「第５号の５の３様式」）	確定申告書
添付書類	寄附金受領証明書 ①寄附者の住所、②寄附者の氏名、③受領した寄附金の額、④法人名、⑤寄附金を受領した年月日、⑥どの自治体の条例指定を受けているか、⑦認定又は特例認定を受けているかなどを記載し、法人印を押印	

ポイント４：支払われた寄附金は、指定ＮＰＯ法人になった年の１月１日まで遡って、控除対象となる

指定ＮＰＯ法人への寄附金は、寄附金税額控除の対象期間が指定ＮＰＯ法人になった年の１月１日まで遡りますが、認定ＮＰＯ法人への寄附金については、その法人が認定ＮＰＯ法人となった日から控除対象となります。

せっかくの寄附金税額控除のメリットを受けられないことがないよう、寄附をしてくれた方々に、必要事項が漏れなく記載された「寄附金受領証明書」を忘れずにお渡しするとともに、控除を受けるための具体的な手続きについても説明するよう、お願いします。

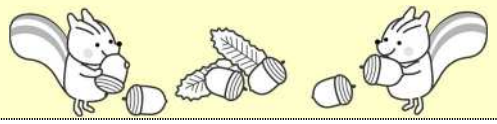

［参考資料］認定・特例認定・条例指定ＮＰＯ法人に対する税制上の優遇措置

税制上の優遇措置		認定	特例認定	条例指定
個人からの寄　附	所得税の寄附金控除 　所得控除と税額控除の選択制 ○所得控除：寄附金（所得金額の 40%相当額が限度）から 2,000 円を控除した金額を総所得金額から控除 ○税額控除：寄附金（所得金額の 40%相当額が限度）から 2,000 円を控除した金額の 40%（所得税額の 25%相当額が限度）を所得税額から控除	○	○	×
	個人住民税の寄附金控除 ○税額控除：寄附金（所得金額の 30%相当額が限度）から 2,000 円を控除した金額の 10%（都道府県民税４%＋市区町村民税６%ただし、指定都市の区域内に住所を有する場合には、道府県民税２%＋市民税８%）を住民税額から控除	○ (※)	○ (※)	○
法人からの寄　附	法人税の軽減 　一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入可 ・特別損金算入限度： （資本金等の額×0.375%＋所得金額×6.25%）×1/2	○	○	×
相続財産の寄 附	相続税の軽減 　寄附をした相続財産の価額について、相続税の課税対象から除外	○	×	×
ＮＰＯ法人自身への優遇措置	法人税の軽減（みなし寄附金） 　収益事業から得た利益を特定非営利活動に係る事業に支出した場合に、これを寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入可 ・損金算入限度額：所得金額の 50%又は 200 万円のいずれか多い額までの範囲 （法改正前に国税庁の認定を受けた法人は、所得金額の 20%相当額までの範囲）	○	×	×

注）○…税制上の優遇措置の適用あり

×…適用なし

※…個人住民税の寄附金控除については、認定・特例認定を受けても自動的に控除対象とはならない。都道府県民税については都道府県から、市区町村民税については市区町村から、それぞれ個人住民税の寄附金控除の対象として指定される必要がある。

［参考資料］指定ＮＰＯ法人制度に係る書類一覧

	書類の名称等	通常	特例	備　考
申出を行うとき	指定特定非営利活動法人申出書（第１号様式）	○	○	・２と３は、指定法人となった日から起算して５年間（特例適用法人は３年間）備置き
	添付書類 １　寄附者名簿（第２号様式） ２　基準に適合する旨を説明する書類※1 （基準等チェック表（監査証明書※2 含む）） 欠格事由に該当しない旨を説明する書類 （欠格事由チェック表） ３　寄附金充当予定事業一覧（第３号様式） ４　直近の事業報告書等（※3） ５　役員名簿（※3） ６　定款等（※3）	 ○ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	 ○ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	
	その他の必要書類 ・市内での公益的活動実績の説明書類 ・根拠資料としての寄附者名簿（※4） ・認定法人であることを証明する書類（※5） ・滞納処分に係る納税証明書 ・役員等氏名一覧表	 ○ ○ ○ ○ ○	 ○ ○ ○ ○ ○	
指定法人として作成	前事業年度の寄附者名簿（第２号様式）	○	○	・作成の日から起算して５年間備置き（提出不要）
指定法人として毎年提出	役員報酬規程等提出書（第７号様式）	○	○	・毎事業年度初めの３か月以内に提出。 ・基準等チェック表は、第１表、第２表、第４表付表１・２、第８表を除く ・１～３は、作成の日から起算して５年経過した日を含む事業年度の末日まで備置き
	添付書類 １　前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ２　資金・資産の譲渡・寄附金等明細書（第５号様式） ３　基準に適合する旨を説明する書類の一部 （基準等チェック表（監査証明書※2 含む）） 欠格事由に該当しない旨を説明する書類 （欠格事由チェック表） ４　事業報告書等（※3）	 ◎ ◎ ◎ ◎	 ◎ ◎	
	法人及び事業の概要報告書（第８号様式）	●	●	
助成金を支給したとき	助成金支給実績提出書（第６号様式）	◎		・助成金の支給後遅滞なく提出 ・作成の日から起算して５年経過した日を含む事業年度の末日まで備置き
変更があったとき	変更届出書（第４号様式）（※6） 添付書類（表 23 参照）	○ ○	○ ○	・変更時に遅滞なく提出 ・変更内容が公表事項の場合は公表内容を変更するが、変更届出書の閲覧は行わない
更新の申出を行うとき	指定特定非営利活動法人申出書（第１号様式）	○	○	・基準等チェック表は、第４表付表１・２、第８表を除く。 添付書類は、提出済の書類と変更がなければ省略可
	添付書類 １　寄附者名簿（第２号様式） ２　基準に適合する旨を説明する書類の一部 （基準等チェック表（監査証明書※2 含む）） 欠格事由に該当しない旨を説明する書類 （欠格事由チェック表） ３　寄附金充当予定事業一覧（第３号様式）	 ○ ◎ ◎	 ○ ◎ ◎	
	その他の必要書類 ・市内での公益的活動実績の説明書類 ・根拠資料としての寄附者名簿（※4） ・認定法人であることを証明する書類（※5） ・滞納処分に係る納税証明書 ・役員等氏名一覧表	 ○ ○ ○ ○ ○	 ○ ○ ○ ○ ○	

凡例）　○…提出・備置き対象、◎…提出・備置き・閲覧対象、●…提出・市ＨＰでの公開対象

※1　認定ＮＰＯ法人であることをもって「地域における支持」を満たす場合は、基準に適合する旨を説明する書類は一部のみ提出。特例適用法人は、インターネット公表の基準に適合する旨を説明する書類は不要

※2　公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合に提出

※3　川崎市内のみに事務所を持つ法人は、認証法人として提出しているため、重複しての提出は不要

※4　3,000 円×50 人又は 1,000 円×100 人の基準で「地域における支持」を満たす場合に提出

※5　認定ＮＰＯ法人であることをもって「地域における支持」を満たす場合に提出

※6　川崎市内のみに事務所を持つ法人は、提出不要な場合あり

○　川崎市　市民文化局　市民活動推進課　の　案内図

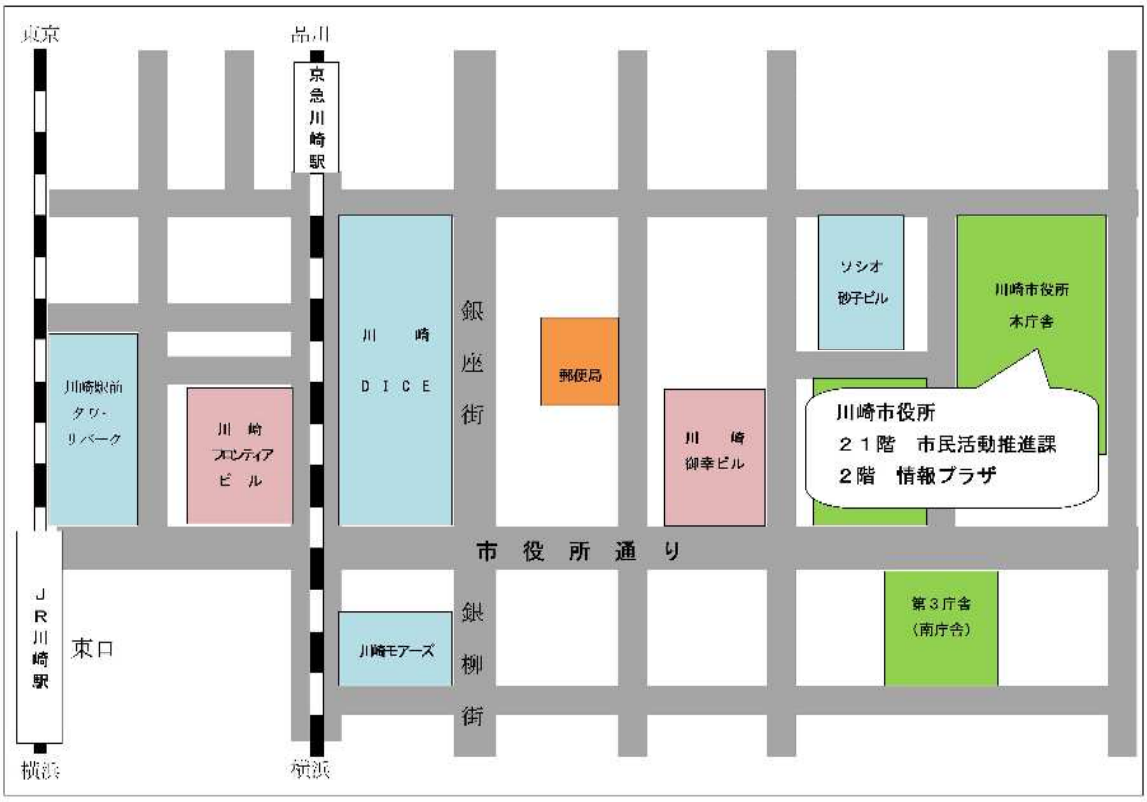

川崎市条例指定制度の手引き

令和７年６月発行

川崎市におけるこの制度についての事務は、
川崎市市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課で行っています。

〒２１０－８５７７　川崎市川崎区宮本町１番地　２１階
電　話　０４４－２００－２３４１（直通）
ＦＡＸ　０４４－２００－３８００
メール　25simin@city.kawasaki.jp

この手引きの内容は、川崎市のホームページでも提供しています。
https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/32-7-6-0-0-0-0-0-0-0.html